

まちからの お知らせ

敬老祝金について

77歳、88歳、95歳を迎えた方に敬老祝金をお贈りします。

対象者

令和3年9月1日現在で町内に住民登録されており、5年以上町内に居住されている次の年齢の方

- ・満77歳：昭和18年9月3日～昭和19年9月2日生まれの方
- ・満88歳：昭和7年9月3日～昭和8年9月2日生まれの方
- ・満95歳：大正14年9月3日～大正15年9月2日生まれの方

金額

- ・満77歳：1万円
- ・満88歳：2万円
- ・満95歳：5万円

贈呈方法

ご本人への振込みとなりますので、対象となる方には、9月以降に郵送で通知いたします。

健康推進課 長生き支援係

☎356-1334

年金受給に関する 相談・手続きはご予約を

全国の年金事務所では、年金相談の予約制を導入しています。混雑時でも、予約をすることで、スムーズに相談できます。また、相談内容にあったスタッフが事前に準備の上、対応しますので、相談時間の短縮にもなります。ぜひ、ご利用ください。

※代理の方の場合は、委任状と本人確認ができるものが必要となります。

予約電話番号

☎0570-054890

(平日午前8時30分～午後5時15分)

予約相談の実施時間帯

- ・午前8時30分～午後6時(月曜日)
- ・午前8時30分～午後4時(火～金曜日)
- ・午前9時30分～午後3時(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に、午後6時まで予約相談を実施しています。

申込方法

- ・予約相談希望日の1か月前から前日までの間にお申し込みします。
- ・予約の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をお手元にご準備ください。予約は、お近くの年金事務所でも受付しています。

【仙台東年金事務所 お客様相談室】

☎257-6111

町民課 国保年金係

☎767-2340

ペットを飼うときの ルールとマナー

●ペットは責任と愛情を持って飼いましょう

▼鳴き声

鳴き声で近所に迷惑をかけるため、十分に運動させるなど欲求不満を解消させ、きちんと「しつけ」を行い、必要な鳴き声を出さないための対策を取りましょう。

▼犬の放し飼い

放し飼いは、咬みつき事故の原因になります。特に犬は、リードでつなぐ、

または囲いの中で飼うなどし、散歩の時も必ずリードでつなぐ、放し飼いはやめましょう。

●飼犬の登録・注射はお済みですか？

▼犬を飼った場合(幼犬は生後90日を過ぎてから)や犬が死亡した場合、また、飼犬の所有者や住所が変わった場合は、30日以内に生活環境課環境衛生係に届出をしてください。なお、町外へ転出する場合は、転出先の市町村で手続きをしてください。

▼狂犬病予防注射

犬の所有者は、飼犬に狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。受けさせない場合は、法律により罰せられます。

生活環境課 環境衛生係

☎767-2119

資源物、粗大ごみの 抜き取り業者に注意を！

町民総ぐるみで監視し、排除しよう！

ごみ集積所に出された新聞紙や雑誌、アルミ缶などの有価資源や、まだ使用できる家電製品などを勝手に抜き取り、商売をしている悪質業者が横行しています。このような行為は犯罪性があり、また、不法投棄につながる可能性があります。

町指定の収集車は、「利府町委託車」と表示している青色のトラックですが、それ以外の車両は、悪質業者の可能性がります。もし不審な車を見かけた場合には、車両の番号や行為者の特徴などをメモし、至急下記まで情報をお寄せください。

また、トラブルの原因にもなりかねませんので、このような悪質業者に話しかけたり直接注意をしたりしないようお願いいたします。

います。

問 警察

利府交番

☎356-2110

菅谷駐在所

☎356-2210

生活環境課 環境衛生係

☎767-2119

「児童扶養手当」の現況届の 提出を忘れずに！

手当を受けている方は、現況届の提出が必要です。

この届を提出しないと手当を受けられなくなる場合がありますので、忘れずに提出してください。該当する方には、郵送で通知します。

●受付期間

8月2日(月)～8月31日(火)

※平日午前8時30分～午後5時15分

問 子ども支援課

子ども給付係

☎767-2193

●日曜開庁日

8月8日(日) 午前9時から午後1時まで

【取り扱い窓口】

転入・転出等の手続きや、住民票等の諸証明発行、納税相談、水道開閉栓手続き等

●夜間納税相談窓口

8月31日(火) 午後8時まで

●今月の納期限

8月31日(火)

- ・町県民税(第2期) ・国民健康保険税(第3期)
- ・介護保険料(第3期)
- ・後期高齢者医療保険料(第2期)

● 普通救命講習会を開催します

● 開催日時 9月5日(日) 午前9時15分
● 会場 「ペア・パル利府」町民交流館研修室

● 対象者 町内に居住または勤務されている16歳以上の方

● 内容 3時間コースで、受講者には修了証を交付します。

● 申込期限 8月27日(金)

● 受講料 無料

※講習会は、実施日に5人以上の申込みがあった場合に実施します。実施予定の人数に満たない場合、新型コロナウイルス感染症の発生状況により中止する場合もあります。

※町内会、各種団体、サークル等で受講希望の場合は、随時、講習会を開催します。お問い合わせください。

問 危機対策課 危機管理係

☎767-2174

会計年度任用職員募集 【一般事務補助(産休代替)】

職 務 内 容	一般事務補助、書類整理、簡単なパソコン入力業務
資 格 要 件	パソコンの基本操作ができる方
募 集 人 数	1名
勤 務 時 間 等	平日週5日 週勤務時間29～35時間(要相談)
報 酬	月額112,619円～135,920円(勤務時間により変動)
加入保険等	雇用保険(週勤務時間30時間以上の場合は健康保険・厚生年金も加入)
申 込 締 切	8月13日(金)必着 ※直接の場合は、土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで
勤 務 場 所	利府町役場
任 用 期 間	令和3年9月1日～令和4年3月31日
申 込 方 法	履歴書1通(6か月以内に撮影した写真添付)を、 教育総務課(⑩窓口)へ直接または郵送で提出してください。 ※提出された履歴書等は返却しません。
面 接 日	後日、申込者に通知します。

そのほか詳細は、お問い合わせください。

問 教育総務課 教育総務係 ☎767-2179

介護保険施設・ショートステイ利用時の 介護サービス費の自己負担が軽減されます

低所得の方に対する、食費および居住(滞在)費の負担が軽減される「介護保険負担限度額認定制度」があります。認定を受けるためには申請が必要となります。申請手続きなどの詳細は介護福祉係へお問い合わせください。

【令和3年8月から】

利用者 負担段階	対象となる収入状況 【※1】		預貯金等の資産要件 【※2】	居 住 費 (円)					食費(円) 【1】はショート ステイ
				ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	従来型個室		多床室	
						特養等	老健 療養等		
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金の受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820	490	320	490	0	300 【300】
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	前年合計所得金額 +年金収入額が 80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820	490	420	490	370	390 【600】
第3段階 ①		前年合計所得金額 +年金収入額が 80万円超、 120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310	1,310	820	1,310	370	650 【1,000】
第3段階 ②		前年合計所得金額 +年金収入額が 120万円超	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310	1,310	820	1,310	370	1,360 【1,300】

【※1】世帯…世帯を分離している配偶者を含む。年金収入額…遺族年金などの非課税年金を含みます。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」となります。

問 地域福祉課 介護福祉係 ☎767-2198

ブロック塀等の除却費用を補助します

通行人の安全を確保するため、道路沿いにある倒壊の危険性があるブロック塀などの除却費用の一部を補助します。

●募集件数 10件(先着順、郵送不可)

●対象建築物

道路に面し、高さが1m以上のブロック塀・門柱等で、現地調査の結果、危険と判定されたもの。

●補助額

・除却

上限 150,000円

・除却後のフェンス等の設置

上限 100,000円

※小学校から半径500m以内にあるブロック塀等は右記の補助額に、上限37,000円が加算されます。

●申込期限

令和3年12月10日(金)まで

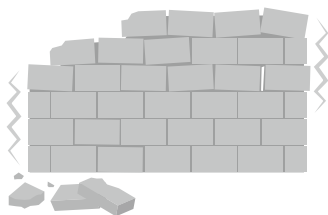
●受付時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

※印鑑をお持ちください。

問 都市整備課 都市計画係

☎767-2342



災害公営住宅入居者募集

●申込書の配布期間および配布場所

7月30日(金)から8月13日(金)まで 施設管理課住宅公園係(⑤番窓口)、総合案内で配布

●申込受付期間

8月2日(月)から8月13日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

●申込方法

受付期間内に申込書、その他必要書類を施設管理課住宅公園係まで直接提出してください(郵送不可)。

●入居日

令和3年9月中旬から10月上旬

●募集する住宅

ゆのき住宅 (利府町森郷字柚ノ木23番地3) 1戸

部屋番号	間取	建設年	家賃(月額)	駐車場使用料(月額)	敷金・駐車場保証金
3号	2LDK	平成26年	9,100~28,200円	1,500円	家賃・駐車場使用料の3か月

●入居資格

【震災により住宅を滅失した方】

次の(1)~(6)の条件をすべて満たす方が申し込みできます。

(1) 東日本大震災により滅失した住宅に居住していた方で次のア~ウのいずれかに該当する方

ア 全壊、全焼、又は全流出された方

イ 大規模半壊又は半壊の住宅を取り壊した方又は取り壊すことが確実である方

(※持家の修繕が難しい方、又は既に公営住宅に入居されていない方)

ウ 福島原発事故の影響により避難している方で避難指示区域に居住していた方

(2) 町内に住所若しくは勤務場所を有し、又は新たに町内に住所を必要とする方

(3) 現に、住宅に困窮していることが明らかな方

(4) 条例に規定する収入基準を超えない方

ア 一般階層世帯 月額所得158,000円

イ 裁量階層世帯 月額所得214,000円

(小学校就学前の子を含む世帯、障害のある方を含む世帯等が該当します。)

(5) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること

(6) 暴力団員でないこと

【一般入居】

上記の(2)~(6)の条件をすべて満たす方が申し込みできます。

※震災により住宅を滅失した方から申込みがあった場合は受付無効となります。

※お一人で申し込みを希望する方や新たに町内に住所を必要とする方の別途条件等につきましては、ホームページをご覧ください。施設管理課住宅公園係までお問い合わせください。

問 施設管理課 住宅公園係 ☎767-2121